土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、久保田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

令和4年7月26日

佐賀県知事 山 口 祥 義

役職名	氏名		住所			就退任年月日	
理事	古賀	義則	佐賀市久保田町大字久富1727番				令和4年2月11日
			地				退任
IJ	向嶋	作次]]	IJ	"	661番	令和4年4月8日
			地				就任